

5 月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

〒555-0024

大阪市西淀川区野里1-12-20ハイツ守山202

世古年幸税理士事務所

代表 税理士 世古年幸

TEL 06-6477-7890

FAX 06-6477-7897

メール info@seko-tax.comホームページ <https://www.seko-tax.com/>

1 ごあいさつ

今月、事務所便り第107号を発行させていただきます。

GW中に事務所便りを作成しております。今年は行動制限のない中でのGWとなりましたので、お出かけになられた方も多いのではないのでしょうか。

今月は、兵庫県川西市にある新西国三十三所の第13番満願寺に参拝に行った際に撮影した写真などを掲載させていただきます。



(写真は、満願寺の山門です)

今月発行の事務所便りの内容としましては、税金よりのピックアップとしまして、**少額減価償却資産の特例措置の延長**について、**消費税のインボイス制度**について 書いております。

皆様のご参考になれば、うれしく思います。

2 少額減価償却資産の特例の延長 について

少額減価償却資産の特例制度は H18 年 4 月から利用

できる制度となっておりますので、ご存じの方も多いと思いますが、R4 年度の税制改正で制度の内容に変更がありますので、その説明をさせていただきます。

変更内容を説明する前にこの制度の説明を簡単にさせていただきます。

少額減価償却資産の特例制度の概要

中小企業者等が、取得価額が 30 万円未満である減価償却資産を **H18 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に取得などして事業の用に供した場合**には、一定の要件のもとに、**その取得価額に相当する金額を損金の額に算入**することができます。

対象となる方

青色申告書を提出する、資本金または出資金の額が 1 億円以下の法人等または常時使用する従業員の数が 1,000 人以下の個人

対象となる資産

取得価額が **30 万円未満**の減価償却資産

***貸付け（主要な事業として行われるものを除く。）の用に供した資産を除きます。**

支援内容

30 万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減価償却資産の **合計額 300 万円**を限度として、全額損金算入することができます。

***貸付け（主要な事業として行われるものを除く。）の用に供した資産を除きます。**

手続き

この特例の適用を受けるためには、事業の用に供した事業年度において、少額減価償却資産の取得価額に相当する金額につき損金経理するとともに、確定申告書等に少額減価償却資産の取得価額に関する明細書（別表 16（7））を添付して申告することが必要です。



（写真は、満願寺の本堂です）

ここからは、R4 年度の税制改正で制度の内容の変更点について説明していきます。

変更点は、対象資産の範囲から貸付けの用に供した資産が除外されたことが挙げられます。

対象資産の範囲から貸付けの用に供した資産を除外

R4 年度税制改正では、**当期の利益の圧縮を目的に、自らが行う事業で使用しない少額な資産（ドローン、建設用足場等）を大量に取得した上で、その取得した資産の貸付けを行う節税スキームが横行していること**を受けて、制度の見直しがされました。

具体的には、**R4 年 4 月 1 日以後に取得等する「貸付けの用に供した資産」については、制度の適用対象外**とされました。ただし、適用対象外となる“貸付け”の範囲から「主要な事業として行われる貸付け」が除かれています。

*** 建設用足場やドローンを購入して貸付けるという節税商品をここ数年よく目にしておりましたが、今後はそれを利用した節税は出来なくなりました。**

主要な事業として行われる貸付けがどのような貸付けが該当するのかという疑問が生じます。

通常の事業活動等の中で行う貸付けとは

ポイントとなるのは、“**租税に関するもの**”が**除かれている点**で、この“**租税に関するもの**”とは、**改正の契機となった節税・租税回避スキーム等**を指しています。

節税・租税回避等を目的に行う貸付け以外の貸付け、つまり、“通常の事業活動等の中で行う貸付け”については、「主要な事業として行われる貸付け」に該当し、これまでどおり、少額減価償却資産の取得価額の特例制度を適用することができます。

*** 節税等の目的で少額減価償却資産を購入した場合には、この特例を利用することはできませんので、気をつけてください。**



（写真は、満願寺の毘沙門堂です）

上記のほか、「主要な事業として行われる貸付け」に該当するものとして以下のケースが考えられます。

- | | |
|---|---|
| ① | グループ経営の一環として行う資産の貸付け等。 子会社に資金がないことを理由に、親会社が資産（事務機器）を購入し、その資産を子会社に貸し付けるケース。 |
| ② | 下請け企業等の取引先に資産（工具等）を貸し付けるケース。 |
| ③ | 通常の事業活動等の中で資産を貸し付けるケース。 節税・租税回避等を目的に行う貸付けは対象外。 |
| ④ | 不動産賃貸業者等が賃貸物件等に付随して資産（家具等）を貸し付けるケース。 |

少額減価償却資産の特例の延長についての説明はここまでといたします。

【参考文献】

- ・国税庁 HP タックスアンサー No.5408 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例
- ・中小企業庁 HP ダウンロード資料 少額の設備投資を行った場合の税制措置を知りたい
- ・週刊税務通信 No.3701 少額資産特例 節税目的以外は改正後も適用可



(写真は、満願寺の境内です)

3 消費税のインボイス制度 について

消費税のインボイス制度が R5 年 10 月 1 日から始まります。そこで今後数回にわたりましてインボイス制度についてご説明させていただきます。

今回は、消費税の免税事業者の方がインボイス発行事業者に登録をするかどうかについての情報をお伝えいたします。この情報は消費税の課税事業者の方にも影響がありますので、ご確認をお願いいたします。

インボイス制度（適格請求書等保存方式）とは

- ・買手は、**仕入税額控除**の適用のために、原則として売手から交付を受けた**インボイス（適格請求書）を保存する必要があります**。
- ・売手は、インボイス制度を交付するためには、事前に**インボイス発行事業者（適格請求書発行事業者）の登録を受ける必要があります**、登録を受けると、**課税事業者として消費税の申告が必要**となります。

***インボイス制度が始まりますとインボイスがないと仕入税額控除（仕入れや経費の消費税額）が出来なくなります。一定**

期間、経過措置は設けられています。

インボイスを発行できない取引先がある場合の影響について説明いたします。

ケース 1 消費税の一般課税業者と免税事業者の取引の場合

A 社	課税事業者（インボイス発行事業者）
B 社	免税事業者（インボイス発行事業者ではない）

A 社が B 社から 8,800 円の商品を仕入れて消費者へ 11,000 円で販売するとしたら

インボイス制度が始まるまでなら

$$1,000 \text{ 円 (売上税額)} - 800 \text{ 円 (仕入税額)} = 200 \text{ 円 (納付税額)}$$

インボイス制度が始まると

B 社はインボイスを発行していないので

$$1,000 \text{ 円 (売上税額)} - 0 \text{ 円 (仕入税額)} = 1,000 \text{ 円 (納付税額)}$$



B 社がインボイスを交付した場合と比べ、A 社の納付額が大きく計算されます。

***一定期間、経過措置が設けられています。**



(写真は、満願寺の境内の里山です)

一定期間の経過措置について説明させていただくと

仕入税額控除に関する経過措置（インボイス発行事業者以外の者からの仕入れについて）

制度開始後 6 年間は、仕入税額の一定割合を控除できます。（請求書の保存など、要件があります）

＊一定割合

〔R5 年 10 月～R8 年 9 月〕 80%

〔R8 年 10 月～R11 年 9 月〕 50%

R11 年 10 月からは一定割合の控除はなくなります。



(写真は、満願寺の境内です)

ケース 2 消費税の簡易課税業者と免税事業者の取引の場合

A 社	課税事業者（インボイス発行事業者）
B 社	免税事業者（インボイス発行事業者ではない）

簡易課税制度を選択した場合の計算方法

売上税額 — 仕入れや経費の消費税額 = 納付する税額

売上の消費税額×みなし仕入率

***インボイスは保存不要**

簡易課税制度の場合、事業区分ごとにみなし仕入率が決まっているため、売上税額が分かれば仕入れや経費の消費税額が分からなくても消費税の納付税額の計算が可能になっております。

今回のケースの場合、消費者への販売ということで A 社は小売業に該当しますので、みなし仕入率は 80%と決まっております。

仕入税額の計算

1,000 円（売上税額）×80%（みなし仕入率）=800 円（仕入税額）

納付税額の計算

1,000 円（売上税額）— 800 円（仕入税額）=200 円（納付税額）



簡易課税制度では、**事務負担の軽減**を図ることができます。

＊消費税の申告に際して、**仕入れや経費の消費税額の実額計算やインボイスの保存は不要**です。

***簡易課税制度の適用には、税務署への届出と基準期間の課税売上高が 5,000 万円以下である必要があります。**

今回消費税のインボイス制度についての説明はここまでといたします。免税事業者の方、免税事業者との取引がある方のご参考になれば幸いです。

【参考文献】

- ・国税庁発行リーフレット 「免税事業者のみなさまへ 令和 5 年 10 月 1 日からインボイス制度が始まります！」

4 編集後記

税務顧問先様が宇治市の興聖寺の坐禅堂での座禅体験で開催され、そこに参加してきました。興聖寺の山門の写真に掲載いたします。



お寺の坐禅堂で坐禅体験はとてもいい経験になりました。曹洞宗では坐禅の際に坐禅用の座布団を使用しているので、その座布団をネットショップで購入して事務所で坐禅をするようになりました。続けたいと思っています。

今月も最後までお読みいただきありがとうございました。